# しらたか若者移住定住支援交付金について

# 対象世帯

- 要件1のいずれかと要件2をすべて満たす世帯 〈要件1〉
- ① 夫婦で転入し、申請時に2人とも又は、どちらか一方が45歳未満の夫婦
- ② 45歳未満の者と子(中学生以下の者が1人以上(出産予定も含む))がいる世帯 〈要件2〉
- ① 令和3年3月1日から令和4年2月28日までの期間に町外から転入した方で、本 交付金申請時に白鷹町の住所を有する方。ただし、町から転出後1年に満たない間 に再転入した方は対象となりません。
- ② 世帯主が会社等の転勤による異動でない世帯
- ③ 世帯主が進学による異動でない世帯
- ④ 5年以上定住の意思のある世帯
- ※対象者の確認は、裏面のフロー図をご確認下さい。

# 支援の内容

基本額	子育て世帯加算金 (中学生以下のこどもがいる世帯)※出産予定を含む	
	1~2人	3人目以降
1 0万円	1 0万円	1人増すごとに、5万円ずつ加算

- **例1** 2人とも又は、どちらか一方が45歳未満の夫婦の転入(夫婦2人で転入) 基本額 10万円
- **例2** 2人とも又は、どちらか一方が45歳未満の夫婦と中学生以下のこどもが2人いる世帯が転入した場合

基本額 10万円 + 子育て加算金(1~2人) 10万円 = 20万円

**例3** 45歳未満の方と中学生以下のこどもが1人いる世帯が転入した場合 基本額 10万円 + 子育て加算金(1~2人) 10万円 = 20万円

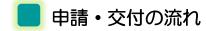
3人目以降は、1人につき5万円ずつ加算。

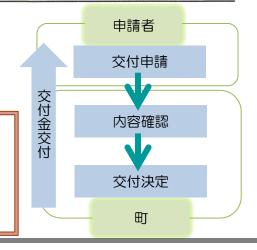
### 申請書類

- 交付金申請書
- 住民票謄本又は戸籍謄本
- 戸籍の附票の写し(前住所地の住定年月日がわかるもの)
- 出産予定の者は、母子手帳の写し

#### 【注意事項】

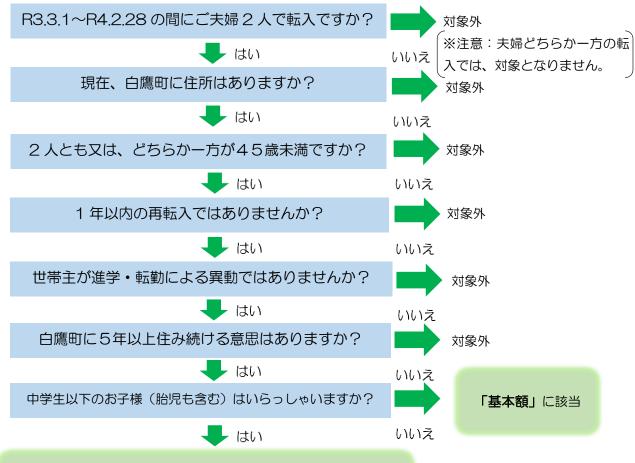
■対象世帯要件2-④関係…申請日から3年未満に本町を転出した場合は交付した金額の全部を、3年以上5年以内に本町を転出した場合は交付した金額の半額を返還いただきます。\*ただし、災害や病気等のやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りではありません。





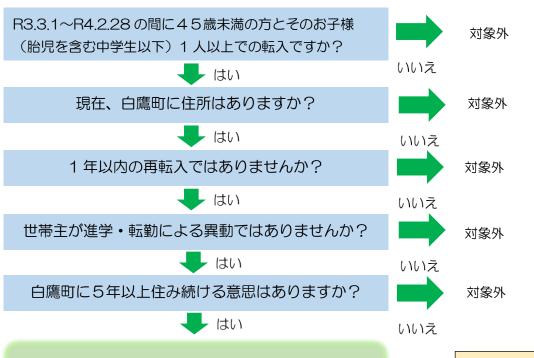
### 対象者確認フロー図

### ■ 夫婦2人で転入の場合



「基本額十子育て世帯加算金」に該当 ※お子様の人数によって加算額は変わります。

## ■ 45 歳未満の方と中学生以下の子どもの転入の場合



「基本額十子育て世帯加算金」に該当 ※お子様の人数によって加算額は変わります。 【お問合せ】白鷹町 商工観光課 観光交流係 TEL0238-85-6126